

平成 27 年 度 事 業 計 画

I. 基本方針

平成 27 年 4 月からの介護報酬改定がマイナス 2.27%（在宅サービスはマイナス 1.42%、施設サービスはマイナス 0.85%）となった。改定の内訳として介護職員処遇改善加算の拡充でプラス 1.65%、認知症のサービス強化でプラス 0.56%、収支を反映した適正化でマイナス 4.48%である。

今回の改定は、内部保留が問題となっている特別養護老人ホームとデイサービスが介護報酬単位で大幅に引き下げられた。加算分については多少上がるが当法人は全体として約 6%のマイナスで大幅な減収となる。また、介護保険報酬へ含まれていた多床室の部屋代が個人負担になり利用者の支出が増える結果となった。介護職員処遇改善加算については現在の加算額に更に 12,000 円程度上乗せ支給出来るが条件整備が必要となる。

当法人にとっても、大幅な減収となり今後の運営に大きな支障になることが分り、早急に改善策を立てなければならない。その一環として外部機関による「法人経営分析プログラム」を受審することにした。

地域貢献活動においては、法人の特性を生かし三鷹市等の実情も考慮しながら法人として実施できるメニューの検討を行うこととする。

職員採用については、平成 26 年度に引き続き介護職員及び看護師の応募者が少なく採用が大変厳しくなっている。職員確保のため、介護専門学校への早めの求人募集、学校訪問、求人広告等に幅広く募集をかけて職員確保に努力する。

平成 26 年度からの 3 カ年の「中期経営計画 2016」も 1 年が経過したが目標実現に向けて進めていく。

さらに、地域の介護・保育ニーズに積極的に対応しながら、事業の充実を図っていくこととする。

Ⅱ．実施計画

1．法人共通事項

(1) 法人運営の安定化

全体でマイナス約 2.27%となった平成 27 年度介護報酬改定は当法人においてマイナス 6%に相当し、事業収入の大幅減額が見込まれることから、経費・業務・要員の見直しを行い改定による影響の軽減に努め、介護サービスの質を維持しながら黒字確保に向けた収支対策を図っていく。

(2) 財務体質の強化

法人の基盤である特別養護老人ホーム「弘済園」について、外部機関による「法人経営分析プログラム」を受診し、施設の問題点・改善点の把握に努め、今後の方向性を見いだして施設経営の安定化を図る。また、職員全体のコスト意識の向上に努める。

(3) 法人運営の透明性の向上

インターネット公表が義務付けられている現況報告書、貸借対照表、収支計算書のうち、残っている収支計算書のホームページ掲載に取り組み、経営の透明性を図る。

(4) 地域福祉の推進

社会福祉法人制度改革で審議されている社会貢献活動（生活困難者に対する無料・低額の福祉サービス、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の義務化に向け、法人の特性や地域の実情を考慮し、実施できるメニューの検討を行っていく。

(5) 人材の確保と定着

採用が難しい専門職の確保に向け、学校や社会福祉協議会、ハローワークとの連携を強化し、介護職等を含めた採用チームによる求人活動を実施していく。

また、平成 27 年度「介護職員処遇改善加算」の増額による賃金配分及び福利厚生等も含めた処遇の向上を図っていく。

2. 施設サービス事業部の重点的取り組み事項

(1) 経営基盤の安定化

介護保険改正に伴い予想される大幅な減収に対して、より一層の利用者の安定的確保に努め、高利用率の維持と経費の節減に努める。

(2) 職場環境の改善

働きやすい職場、就職したい職場、辞めたくない職場になるよう、業務の見直し、腰痛対策、メンタルヘルスケアの充実を図る。

(3) 施設整備及び備品類の計画的更新

施設設備の維持管理のため、定期的な点検と必要な補修を実施する他、耐用年数を経過したり、経年劣化したりしている備品などの設備の更新及び介護負担の軽減につながる備品等の導入を計画的に進める。

(4) 3施設の協力体制の確立と運営内容の標準化

3入所施設の課題等を共有し部内の協力体制を確立するため、副施設長会を定期的で開催し情報交換と連携を密にする。また、サービスの質の向上、職員のスキルアップを図るため、業務内容やマニュアルの標準化を行う。

【特別養護老人ホーム 弘済園】

特別養護老人ホーム 利用定員 100名

短期入所生活介護施設 10名

(1) 個別性を尊重した質の高いサービスの提供

① 質の高いケアプランの作成

日頃から利用者個々の心身状況やその状態変化の把握に努め、またケアカンファレンスには可能な限り利用者本人及び家族が参加できるように配慮することで、要望に基づいたケアプランを作成できるようにする。

② 利用者個々の状態にあった食事の提供

利用者個々の摂取状態に応じた形態での食事提供ができるよう、食事サービス課や看護課との連携を図る。

(1) 介護予防に重点を置いた心身機能の維持

① 介護保険サービスや医療保険サービスの導入

利用者の重度化に伴い、身体的介護、認知症への支援が必要になった方には、外部サービスの利用を積極的に促す。また、足腰が弱くなってきている方には、医療保険を利用したマッサージ等の利用を行い、介護予防に努める。

② 精神面での安定を図れる機会を増やす

民謡踊りやゆめ体操など、身体を動かす機会を増やすほか、利用者にニーズによりクラブ活動の充実や新規導入を進める。また、施設内のお手伝いや園芸など自己の有用感を養えるように支援していく。

(2) 広報活動の強化

安定した新規入居者を確保するため、都内全域の福祉事務所及び精神病院や三鷹市の地域包括支援センターの理解を深めるため、園の空き状況や生活の様子などを記載した広報誌やパンフレットを配布するなど、情報発信を積極的に行う。

(3) 施設整備の老朽化対策

身体機能の低下に伴い、電動ベッドの導入を計画的に進めるほか、緊急時の迅速な対応のためナースコール設備の更新を行う。

(1) ユニットケアの特徴を活かしたサービスの向上

現在のシフトや業務の分析と見直しを行い、ユニットケアの特質を活かした寄り添う支援ができる体制を検討するため、先駆的に実践している施設の見学や勉強会を行う。

(2) 看取りケアの充実

利用者本人、家族の希望に沿った看取りケアを実践するため、多職種協働で支援

態勢を確立していく。また、看取り後は振り返りを行い職員のスキルアップと今後の支援の充実を図る。

(3) 一般型利用者に対する取組みの充実

① 利用者の心身状態が安定して維持できるよう、地域包括支援センターと連携し、三鷹市の介護予防事業等の情報提供を継続的に行うほか、一般型だけの行事等を企画し、利用者間のコミュニケーションを図る。

② 一般型ケアハウスのあり方の検討

利用者のニーズ等を定期的な居室訪問やアンケートで把握し、より良いサービスを提供できるよう努める。また、業務内容を見直し、時代のニーズにあったサービスの提供を検討する。

③ 一般型保証人会を開催し、情報交換・連携をはかる。

(4) 提供しているサービスを客観的に評価し、サービス内容の確認と見直し、透明性を確保するため、初めて第三者評価を受審する。

3. 地域サービス事業部の重点的取組み事項

【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑・岡田さんち 共通事項】

(1) 制度改正への対応

「地域包括ケア」の構築を目指す今回の制度改正は、各センターの事業運営に大きく影響することから、制度改正の内容及び当該年度の保険者（市）の方針について、正確な情報の把握に努め、平成27年度以降3年間の社会福祉法人としてのあるべき姿と、効率的な事業運営体制について検討する。

(2) 通所介護事業に関する制度改正への対応

① 要支援認定者に対する予防通所介護は、市による新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行が予定されているが、その開始時期は未定であるため、保険者（市）の動向を見据え、利用者にとって、混乱なく円滑に移行できるよう準備する。

- ② 要介護認定者に対する介護報酬単価は、一定程度引き下げられるため、効率的な利用者定員と要介護度構成、職員配置について模索する。
- ③ 個別機能訓練関係の加算に関する算定要件等の見直しに対応して、運営基準に則した体制及び当法人としての算定基準を模索する。
- ④ 新制度下においても、一定の稼働率は必須であり、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターとの連携に努め、利用者数の確保についての努力を継続する。
- ⑤ 8月以降、利用料の自己負担分が、所得階層により、1割負担と2割負担に振り分けられることから、保険者（市）と協力して、利用者やご家族への周知に努め、請求業務等が混乱なく実施できるよう努める。

（3）認知症対応型通所介護事業に関する制度改正への対応

平成28年度から、設置を義務付けられる予定の「運営推進会議」について、構成メンバーや開催頻度等の条件に関する情報の収集に努め、設置に向けて準備する。

重度の認知症の方へのケア技術を更に向上させるとともに、高度な障がいやBPSDを持つ利用者についても、情緒の安定や心身機能の維持・向上をめざし、安心して過ごせる活動と、質の高い介護サービスに取り組む。

（4）居宅介護支援事業

- ① 算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ、積極的に算定する。
- ② サービス提供機関との連携を密にすることで、利用者の日常生活に関する情報の収集に努め、カンファレンスを通じて、よりの確なアセスメントを実現する。
- ③ 利用者個々の居宅サービス計画書について、事業所内で互いに点検することにより、計画書の内容の拡充と質の向上に努める。
- ④ 他事業所の見学、事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケアマネ交流会への参加を通じて、地域の社会資源を把握し、居宅介護支援計画の作成に、積極的に活用する。
- ⑤ 法人内での主任介護支援専門員の養成計画を検討する。

（5）3施設の協力体制の確立と運営内容の標準化

3センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、

提供するサービス内容の標準化を図る。プログラムの内容や、業務推進体制の工夫等について、センター間の情報交換を密にし、サービスの質の向上を図る。

業務マニュアル及び業務習熟度の確認方法を整備し、職員の支援技術と職員養成課程の標準化を図る。

【弘済ケアセンター】

利用定員 57 名

(1) 通所介護

市による新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する動向を踏まえつつ、現在、一体的に実施している要支援認定者と要介護認定者のプログラム構成を検討する。認知症対応型通所介護では、利用者個々の力を引き出す内容を拡充すると同時に、個別対応の必要な利用者への対応について、担当職員間の情報の共有を強化する。

(2) 三鷹市からの委託事業の内、地域生活支援介護予防事業と高齢者・障害者言語リハビリテーション事業

市による新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する動向を踏まえつつ、健康推進課、高齢者支援課との協議を深め、本事業の今後の位置づけについて検討し、円滑な移行に向けて準備する。

(3) 配食サービス

安全・確実な配達体制を維持するよう努める。

(4) 高齢者生活援助員派遣事業

高齢化に伴い、要介護高齢者や精神疾患を持つ入居者が増加しており、生活援助員の負担も増大しているため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化する。

サービス内容・質の向上を常に目指し、利用者が抱える障がいなどの重度化や多様化に、高い水準で対応できる施設を目指す。また、介護報酬の改定後も、利用率の向上を目指すとともに、委託業務や保守管理等の見直しや節電等による経費の節減を行い、効率的な事業運営に努める。

(1) 通所介護

市による新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する動向を踏まえつつ、現在、一体的に実施している要支援認定者と要介護認定者のプログラム構成を検討する。また、新しい地域包括ケアシステムへの移行を視野に入れて、デイサービスセンターとして取り組める地域貢献や、社会資源の一つとしての在り方を検討する。認知症対応型通所介護については、重度の認知症の方へのケア技術を更に向上させるために、勉強会や検討会、研修の参加を積極的に行う。

(2) 食事サービス

業者への業務委託を継続しつつ、月 1 回の給食会議や日常の検食等、業者側との意思疎通を密に行い、連携を円滑に行いながら、質の高い給食の提供を目指す。

特に現状で課題としてあがっている「暖かい食事の提供」や「見た目に楽しい食事の提供の仕方」については、意見交換と検討を重ねながら、食の拡充を含めて、早期実現を目指す。

(3) 計画的なサービス提供環境の維持

エアコン、冷凍冷蔵庫、エレベーター、テーブルや椅子などの備品等利用者に直接影響する設備で、開設以来 20 年以上経過するものについては、早期に更新できるように市と協議をしていく。また、照明器具の LED 化など、経費の節減につながる設備の更新についても検討し、計画的に実施する。

介護保険制度改正に伴い、定員規模の関係で東京都による指定事業所から、武蔵野市による地域密着型サービスの指定へ移行する。

通所介護事業については、市による新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する動向を踏まえつつ、軽度認知症を対象とした介護予防通所事業の実施を検討する。

介護家族支援プログラムについても、利用者の家族のみならず、一般市民を対象とした介護教室や、認知症サポーター養成講座等を実施する。東部福祉の会の活動やふれあい福祉学習会にも積極的な協力を継続し、地域の信頼を得ることに努める。

【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

(1) 地域包括ケア会議の充実

「地域包括ケア会議」を定期的を開催し、個別ケースの事例検討を積み重ねて、地域課題の抽出を目指す。

(2) 地域ネットワークの構築

担当圏域内の医療機関、住民協議会、ほのぼのネット員、介護事業者、民生・児童委員等の地域関係者を対象に、地域支援連絡会を年2回以上実施し、地域のネットワーク作りに努める。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・福祉・介護の多職種の連携強化に努める。多職種の関係者を対象に、連携に関する研修会を、年2回以上開催する。

(4) 権利擁護業務

権利擁護センターみたか、消費者活動センター、三鷹警察署等とのさらなる連携に努め、住民に身近な民生・児童員や介護事業者への情報提供に努める。

(5) 認知症対策

もの忘れ相談シートの周知・啓発に努め、実際の業務の中での利用促進を図る。

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動を、年2回以上開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、子供向け講座や卒業生向けの講座・活動の場についても検討する。

(6) 介護予防マネジメントの体制整備

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の整備に向けて、地域全体が介護予防への関心を高め、共に支えあう意識を持てるよう、介護予防教室や様々な地域の集まりの場を活用して、啓発活動に取り組む。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行準備として、現存する社会資源の把握とその情報の整理を行う。

二次予防対象者把握事業調査結果を基に、ニーズを把握し、対応する社会資源の開発を目的に、地域における支援の担い手の育成に努める。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者の適正な把握に努め、円滑な移行への準備を行う。

(7) 地域ケアネットワークへの参加

その他、各担当地域において、「地域ケアネット東部」「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続する。

(8) 介護予防事業の実施

東部では、介護予防事業の一つである脳の健康教室について、「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を視野に入れつつ、継続的に実施する。

西部では、「地域サービスデー」の開催、地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。

(9) その他

災害時における地域包括支援センターの役割等について、検討する。

4. 保育事業部門の重点的取り組み事項

【 弘済保育所（おひさま保育園） 】

利用定員 68名

(1) 第三者評価

今年を受審年（3年毎）に当たるため受審する。保護者に対して結果を公表する。第三評価を受審して改善すべき点を整理する。

(2) 障がい児保育

保育を必要とする障がい児の保育の場としての機能を整備する。部外研修、園内研修をとおして障害理解・障害特性を知り、障がい児の発達支援をおこなう。

(3) ボランティア・職場体験・育児体験の受入

小学生・中学生・高校生の職場体験や育児体験の場として活用していただき、社会勉強と人間形成に役立てる。充実した体験ができるよう、また、園児に過大な負担がかからないよう人数に配慮する。（1日3～4人まで）

5. 食事サービス及び総務関係部門の重点的取り組み事項

【 食事サービス課 】

(1) より質の高い食事サービスの提供

他職種との緊密な連携のもと、利用者の身体状況に応じた栄養ケアマネジメントを行い、プランの達成度を把握するため、モニタリングや定期的な体重測定を行い、栄養改善に努める。

また、個々の状態に合わせ、より食べやすい食形態にするため、ソフト食の検討をしていく。

(2) 非常食の管理

災害時に備え、施設利用者と職員の人數分を最低3日分用意し、定期的に入替えを行う。また賞味期限をみながら、計画的に日常の献立に組入れ、無駄のないように使用する。

(3) 衛生管理

衛生委員を設け、衛生管理点検を実施し、自己確認と厨房内の清潔、機器の清掃を徹底するよう指導する。

(4) 栄養業務の効率化をはかる

栄養業務ソフトの改善により、栄養業務の効率化を図る。食材の単価見直しにより、予算内の食・捕食提供を行う。

【 総務課 】

(1) 業務・管理体制の整備

事業運営及び従業員対策に必要となるものについて規程類の整備を図る。

業務分担・担務の見直しを図り効率的な事務作業の確立に努める。

(2) 法人内研修の充実・各種勉強会の支援・部外研修への派遣

職階別研修の開催と各種勉強会の運営補助のほか、各種部外研修の案内の充実を図り参加率の向上に努める。

(3) 広報活動の強化

各施設からの情報がスムーズに更新されるホームページとなるよう、マニュアルの整備・リスクマネジメント管理・規定等の整備を行い、ホームページの更なる充実と積極的な情報公開の実施に取り組む。